

第二十二回国会 建設委員會議録第三十五号

昭和三十年七月二十三日(土曜日)
午前十一時九分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君
委員 豊平君 高木 松吉君
山口 好一君 瀬戸山 三男君
西村 力弥君
大高 康君 薩摩 雄次君
廣瀬 正雄君 松澤 雄蔵君
大島 秀一君 仲川 房次郎君
有馬 輝武君 三鍋 義三君
竹谷源太郎君 前田榮之助君

出席政府委員

建設政務次官 今井 耕君
委員外の出席者

議員 山本 勝市君
議員 櫻内 義雄君
参議院議員 田中 一君
参議院議員 石井 桂君
建設技官 (住宅局長) 鎌田 隆男君
専門員 西畑 正倫君
専門員 田中 義一君

七月二十三日

委員今村等君辞任につき、その補欠として竹谷源太郎君が議長の名指で委員に選任された。

同日

理事西村力弥君委員辞任につき、その補欠として同君が理事に当選した。

七月二十二日

国土開発縦貫自動車道建設法案の一部修正に関する請願(江崎典澄君紹介)

第一類第十二号

建設委員會議録第三十五号 昭和三十年七月二十三日

介(第四三八〇号)
県道今津小浜線を国道に編入の請願

(今井耕君紹介(第四四四一号))
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

建築士法の一部を改正する法律案

(参議院提出、参法第一九号)

建設業法の一部を改正する法律案

(小澤久太郎君外二名提出、参法第二二二号(予))

○内海委員長 これより会議を開きます。

本日の日程に入ります前に、理事の補欠選任につきまして、お諮りいたします。すなわち西村力弥君が、去る二十日委員を辞任され、昨二十二日再び本委員となられたのでありますが、同君は理事でありましたので、これが補欠選任を行わねばなりません。この補欠選任につきましては、選挙の手續を省略して、委員長において指名するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。それでは理事に西村力弥君を指名いたします。

○内海委員長 建設業法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず発議者より提案理由の説明を聴取することといたします。田中一君。

建設業法の一部を改正する法律

案

建設業法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三案中「第二十二條第二項及び第三項」を「第二十二條第二項及び第三項」を「第二十二條第二項及び第三項」を「第二十二條第二項及び第三項」に改める。

第二十二條の次に次の一条を加える。

(国等の発注する建設工事の競争入札)

第二十條の二 国、日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、日本住宅公団若しくは地方公共団体が建設工事の請負契約をなす場合又は公共の利益に重大な関係がある建設工事で政令で定めるものの注文者が当該建設工事の請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付するときは、当該建設工事に係る予定価格の十分の八を下らない範囲内において当該建設工事の注文者が定めた最低落札価格(当該注文者が最低落札価格を特に定めない場合は、当該予定価格の十分の八に相当する価格)に満たない価格をもつてした入札は、他の法令の規定にかかわらず、無効とする。

2 前項の規定は、建設工事の請負契約についての競争入札で政令で定める軽微な建設工事に関するもの又は政令で定める特殊な方法によるものについては適用しない。

3 前二項の規定は、第一項に規定

する者が、同項に規定する建設工事その他の土木建築に関する工事を一括したもの請負契約をなす場合において入札の方法により競争に付する場合に準用する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

○田中参議院議員 ただいま議題となりました建設業法の一部を改正する法律案につきまして、発議者を代表して提案の理由を御説明申し上げます。

建設業法は昭和二十四年五月、第五国会において建設工事の適正な施行の確保と建設業の健全な発達をはかるために制定されたものであります。御承知のごとく、終戦後、復興事業の急激な増加あるいは駐留軍関係工事の発生等により、建設業者の濫立は著しいものがあつて、本年三月現在におきましても、建設業法に基づく登録業者はなお六万以上にも及んでいるのであります。最近これらの工事の一段落による工事量の著減と経済的逼迫の事情は、業者数に比して工事需要量の僅少なことから、業界に激烈な競争を引き起し、ダンピング入札の弊害を生じつつある現状であります。著しい低額入札の結果は、必然的に工事施行の粗悪化を来たすのみならず、ひいては業者の破産、あるいは労働者に対する賃金不払い等を生ずる事態に至りますことは明らかであります。

ことに国または公共企業体あるいは地方公共団体の行う公共工事は、その財源を国民の租税、貯蓄に仰ぎかつ公共の福祉、利益に重大な関係を有することを考えますならば、その工事の良否は看過することのできない問題であります。公共工事につきましては、古くは大正九年、道路工事執行令第十一条において、予定価格の十分の八から三分の二の範囲の制限落札価格を定め、かつ、また公共工事の前払金保証事業に関する法律に基く保証会社は、予定価格の八割五分を下らない落札価格の場合においてのみ前払金の保証を行う方針をとっておりますし、また地方公共団体においてはすでに大半が地方条例に基いて最低制限入札方法を採用している状態にあります。

本改正案は、かかる現状にかんがみまして、国または日本国有鉄道等の公共企業体もしくは地方公共団体等が、公共工事の請負を競争入札に付す場合には、予定価格の十分の八以内の最低落札価格に満たない価格による入札を無効とし、公共工事の適正な施行をはかるうとしたものであります。ただし、軽微な工事または特殊な方法によるもので政令で定めるものについては、適用を除外し、運用の円滑を期した次第であります。

以上が本法案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○内海委員長 本案に關します質疑は

次会に譲ります。

しばらく休憩いたします。

午前十一時四十分休憩

午前十一時十七分開議

○内海委員長 では休憩前に引き続き会議を開きます。

建築士法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に関する政府の意見を聴取いたします。今井建設政務次官。

○今井政務次官 ただいま議題となっております建築士法の一部を改正する法律案につきましては、政府として御趣旨はけっこうでありまして、差しつかえないものと認めております。

○内海委員長 これより質疑を行います。瀬戸山三男君。

○瀬戸山委員 簡単に二、三の点について提案者並びに政府に対してお尋ねいたしたいと思つております。この建築士法の一部を改正する法律案においては、建築士の登録をささなければならぬという趣旨がある、こういう御趣旨で今度の一部改正を出しておられるのであります。それからもう一つ、ここに資料にいたしております実際の建築士、これは試験制度でありますから、建築士が日本国中にあることははっきりしておるのでありますが、その建築士の数と実際の事務所の数は非常に開きがある、こういうところに問題があると思うのでありますが、どういふ弊害があるか、なぜ登録をさせなければならぬかという趣旨を、もう少しこまかく御説明願ひたいと思つております。

もななくよくわかりと存じます。言い過ぎたらあやまります。御承知のようにこの法律は士法と業法と二つの性格を持つておるといふところに、この法律の不徹底さがあると思つております。資格法と業法とを分離しますならば、この法律の体系というものはつきり区別されて、資格を持つ者と商売をする者とはつきりすると思つております。そこにあまいなところがあるので、資格を持つてゐる者と業をする者との境界が明らかになつていない、そのために、学校の先生とかあるいは地方公共団体の役人などは業としないはずのものにかかわらず、建築士の職務を営んで、これは報酬をもらふ業ではないといふことでやっておりますけれども、やはり実費と何とかが適当な報酬は受けておられるのはなからうか。この実態を是正しようという考え方が一つ。それからこういうことによつて災害の責任といふものを明らかにしようといふ考えでございまして。現在建築士が設計、監理して家を作つた場合、これについて資料の保存といふんです、たとえば設計図一つの保存する義務もつけておらない。町の業としてやつておられるところの建築士も、あるいは大学の先生にしても、あるいは国家公務員の技術家の方々にしても、設計監督をして家ができて上つた。でき上つて確認申請をして竣工検査をしてもらつても、どういふものを作つたかという証拠がどこにも残つておらぬのです。これはいけない。本日もありましたように、アパートが一つ倒れておりますけれども、今度の法律の改正の要点といふものは、もし報酬をもらつて業として家を作つた人は、

必ずその関係文書といふものを保存しなければならぬ。従つてもし事故がありました場合には、この図面によつてその建築物の不正とか、あるいは建築基準法によるところの設計上の間違ひがありはせぬか、あるいはこの設計図に基いて施工上の手抜きがありはしないかといふ点も究明されます。そこを重点を置いております。従つて今までは義務がなかったものを義務づけたい。そのかわりに事務所を持つ場合と、報酬をもらわないうような形で資格だけを持つてゐる方々がやつて、でき上つた建物の責任を持たないようなものはつきりさせて、少くとも業として営むものに対する規制をしようといふ点でございまして。なお建築士の資格を持つてゐるものと事務所を持つてゐるものと相当大きな開きがございまして、これは単に資格法と業法と一緒にして作り上げた法律のために、何でも資格をもらつておけば、いつでも商売ができるのではないかといふような錯覚があつたのではないかと考えております。

○瀬戸山委員 そうすると登録をしない者は、そういうことはしてはならぬといふことになると思つておるのですが、せっかくいい技術を持つてゐるから、一つ友だちの家でも設計してやるかといふようなことはできないことになつてしまふので、不便ではないでしょうか。○田中参議院議員 ただいま申しましたように、報酬をもらわないうで商売としてしない人は、自分の持つてゐる技術を生かしてやるのは一向差しつかへございませぬ。あるいは大学が自分の研究所を持つて、大学の研究員全部がそろつて県庁なら県庁を作る、これは一向差しつかへございませぬ。ただそこで報酬をもらふといふことになる、やはり学校の先生でもだれでも事務所を持つて、私はこれで商売をしておりますといふ標識をあげ、看板をあげて居るしなければならぬと考へます。従つて学者であり、りっぱな技術家が、報酬をもらわないうで設計あるいは監理をする場合には、一向差しつかへございませぬ。

○瀬戸山委員 もう一点は登録の手数料ですが、これはこの法律ではきめてないようであります、政令で定める場合には政府の方にも聞いておかなければならぬが、一体どのくらいに考へておられますか。○田中参議院議員 資料として差し上げてありますところの宅地建物取引業法、建設業法等を参照しまして、発議者の考へとしては、一級建築士、二級建築士ともに資格をとるために税金を払つておるのでありますから、事務所を持つ場合にはすべて千円程度がよいのではないかと考へております。○鎌田説明員 登録料の問題につきましてもまだ決定はいたしておりませんが、いろいろ調査はいたしております。今各方面を調査しております、妥当なところは一件につき大体千円くらいを取りたいといふふうになつております。○瀬戸山委員 これは都道府県の事務になると思つておるのですが、そうすると地方財政の見地から問題があるのです。これは件数にすると、現在のところ大したことはないけれども、登録しなければやれないのだといふことになる、相当ふえてくるのではないかと考へられます。法律を作つてはそれだけ仕事

さして、その費用は出さぬといふことがよく行われるので、府県としては非常に問題があると思つておるのです。これはそれほど大した負担ではないと思つても、それでまかなへませぬか。○田中参議院議員 現在一級建築事務所として届け出ておるのは二百二十三名、二級建築事務所は四百六十八名しかないのであります。そこで届出をしないで商売しておる者は、このくらい以上あるのではなからうかと推定されてゐるのであります。従つて現在七百軒程度ですけれども、これが相当大幅に登録するようになるのではないかと。従つて建築士免許の両方の手続もございましてからプラス・アルファになつて、地方財政にはかえつて好影響を及ぼすのではないかと考へております。○瀬戸山委員 政府のお考へはどうですか。○鎌田説明員 この改正案ができる、非常に登録がふえるという御議論でございまして、これができたからといって、そう急にふえるといふことは予想されないのであります。それから今田中先生からお話がありました、大体千円くらいの手数料にしますれば、その損はないだらう、ひどい負担をかけるといふことはないだらうと思つております。○瀬戸山委員 これは登録をやつてみなければわかりませんが、一級建築士が二万、二級建築士が四万ある。登録が、先ほど御説明の通りにせいで七百余りになつておるが、これがどのくらい登録されるかわかりませんが、ただ私がこういうことをお尋ねするのは、今の提案者並びに政府の説明では、

大した負担にならない、あるいは逆に
もうかるかもしれないというような御
説明でありまして、まことにけつこう
であります。法律を作つて仕事を押
しつけて、地方財政を非常に圧迫して
おるといふ事例がたくさんあるのであ
ります。これが非常に圧迫になるとは
私は考えませんけれども、一都道府
県の意向を聞かれたことがあるのだ
うか。こういう仕事をまたさせるのだ
ということ、知事会なり何かで意向
を聞かれたことがありますか。ただ何
んでもかんでも国会は最高の機能を持
つておるといふことで、法律を作つ
て、そうして裏づけはしないでやらせ
るといふことが、今の地方財政を非常
に圧迫する原因になっております。こ
れがそれほど圧迫するとは私は言うの
ではありませんが、実際の仕事をする
方の意見を聞かれたことがあるかどう
か。提案者からでも政府からでもけつ
こうでありますから伺いたいと思ひ
ます。

○田中参議院議員 ただいまの数字に
間違いがありますので、訂正しておき
ます。一級建築事務所が五千三百四十
八軒、二級建築事務所が六千七百七十六
軒でございます。

そこでこの改正案を出すまでの経緯
を申し上げます、建築学会、全国建設業
協会、日本建築士会、日本設計監理協
会、日本建築代理士会、この五つの団
体から強い要望がございまして、この
改正案を出すようになったのでござい
ます。地方公共団体に対しましてはマ
イナスにならないという観点から、実
は賛議者としては御意見を伺つており
ません。

○鎌田説明員 この法案の一部改正案

につきまして、地方公共団体の意見を
徴しておりません。ただ今までこうい
うような改正をしてもいいという
ような要望はかなり聞いております。
○内海委員長 はかに御質疑はござい
ませんか。——はかに質疑もないよう
ですから、本案に關しまする質疑はこ
れをもつて終了いたします。

ただいまより本案を討論に付し
ます。

○高木委員 この法案に關しては、討
論を省略し、直ちに採決に入られんこ
とを望みます。右動議を提出いたし
ます。

○内海委員長 ただいまの高木松吉君
の討論省略、直ちに採決すべしとの
動議の通り決するに御異議ありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、さ
ように決しました。

それでは本案について採決いたしま
す。本案を原案の通り可決すべきもの
と決するに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決すべきものと決しま
した。

この際お諮りいたします。本案に關
しまする委員会報告書の作成等につき
ましては、委員長に御一任願いたいと
存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認め、さ
ように取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十二分散会

〔参照〕
建築士法の一部を改正する法律案
〔参議院提出〕に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十九日印刷

昭和三十年七月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局